

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 18

平成 27(2015)年 8 月

～ 障害者差別解消法施行まであと半年 ～

「障害者の権利に関する条約（以下障害者権利条約）」の批准のための国内法整備の一環として平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下障害者差別解消法）」が制定されました。平成 28 年 4 月に施行されるまで約半年と迫ってきているなかで、国からは啓発のリーフレットが出来上がっているものの対応要領及び対応方針案（いわゆるガイドライン）のヒヤリングが続き、まだ具体的には示されていません。

大阪府では国に先駆けガイドラインを作成されました。“第 1 版”と示されたガイドラインは「商品・サービス」「福祉サービス」「公共交通機関」「住宅」「教育」「医療」の 6 分野に分かれています。障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障害者の権利利益を侵害することをいう「不当な差別的取扱い」の事例と障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行わないことで、障害者の権利利益を侵害することをいう「合理的配慮の不提供」と望ましい合理的配慮の事例について掲載されています。大阪府のガイドラインが示している“福祉サービス分野”における不当な差別的取扱いの例としては、『事業所にホームヘルパーを依頼する際、発達障害であることを伝えると、「今いっぱいです。」と言われ、利用を断られること。』や『保育所で、障害のある子どもの担当の先生がいたにもかかわらず、「危険です。」と言われ、校外学習への参加が断られる。』等が挙げられていました。合理的配慮の例としては、『契約書、しおり等の書類や掲示物にルビうちをしていること』や『利用者の障害特性に合わせ作業工程をマニュアル化していること』等が大阪府のガイドラインに掲載されています。

このガイドラインが“第 1 版”と示されている通り、障害者差別の内容や感じ方には人それぞれ違いがあり、本人以外の要因で変化することもあり、今後も随時改訂されていく必要があります。当然ながら東大阪市の中でも障害者差別解消法に対する対応が求められていきます。障害者だから特別であるというのではなく、誰しもが暮らしやすい街づくりのための取り組みに合理的配慮等が生かされていくこと、地域社会の中で差別的取扱いがなくなっていくことが障害者差別解消法の意義ではないかと感じています。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
事務局長 北 秀昭

第2回 北摂杉の子会研修セミナーに参加しました。

このセミナーは、『知的障がいのある人たちの高齢化の課題と暮らしの支援を考える』ということを中心に、志賀利一さん（国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 研究部長）による「50歳からの支援」についての基調講演と、小林哲理さん（社会福祉法人北摂杉の子会 医療連携推進室長）、水流源彦さん（社会福祉法人ゆうかり 理事長）、福島龍三郎さん（NPO 法人ライフサポートはる 理事長）と志賀さんによるシンポジウム「知的障がいがある高齢者支援の実践」がありました。



基調講演では、障害者施設でも高齢化が進んでいること、知的障害のある人にはない人に比べ概ね10歳から20歳ほど早く身体・認知機能の低下がみられるリスクがあると考えられること、障害福祉サービスを利用している人も65歳になると介護保険優先になるということなどの課題を話されました。さらに、高齢期の知的障害者支援に関する3つの不安として、①親亡き後②高齢化に合

わせた方針変更が迫られる施設等③潜在的高齢知的障害者（療育手帳を持っていない中度・軽度の知的障害者）をあげられました。

シンポジウムでは、それぞれのシンポジストの団体での現状や課題等が話され、知的障害がある高齢者へのこれからの支援について討論されました。この中で話されていたのは、国の福祉計画では「施設から地域へ」と謳っていて入所施設を減らしてGHを増やしているが、利用者が高齢になった時にGHで果たして全部を見られるのか、新しいGHの形などを考えていかないといけないのでは、ということや、65歳で介護保険に移行した時に福祉サービスにはないサービスを使えるようになるなどの利点はあるが、実費負担が発生したり本人が本当に使いたいサービスが使えるのかなどの課題でした。



介護保険制度をうまく利用したり、高齢になる知的障害者に合わせた制度や建物の整備や、高齢化によって生まれる様々なリスクを未然に防いだり対応したりするための地域での見守り体制や、親亡き後の知的障害者を支援するしくみや成年後見制度の活用がこれからの支援には必要なのだと考えさせられる研修でした。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
山本 恵

全国権利擁護支援実践交流会が開催されます！！

全国権利擁護支援ネットワークは全国各地で権利擁護支援の実践を積み重ねてきた団体・個人によるネットワークです。2015年7月現在、105の団体が加盟しており、各団体は全国各地でさまざまな先進的な実践を展開しています。当日は3つの分科会に分かれて全国のみなさんとの意見交換を行いながら、権利擁護支援の実践について深めるとともに、権利擁護支援とはいったい何なのか、その本質を探ります。基調報告と3つの分科会には支援のヒントがいっぱい詰まっています。ぜひご参加ください。

第3回 全国権利擁護支援 実践交流会

全国の権利擁護支援の取り組みを学ぶ

2015年
9月5日(土) 13:30-17:00 (13時会場)
新潟県立看護大学【第1ホール】定員140名 新潟県上越市新南町240
参加費 会員2000円 一般3000円

第1部(基調報告) 13:30~14:00
「権利擁護支援の制度・政策等の動向」
講師：佐藤彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表、國學院大学教授)

第2部(分科会) 14:15~16:15 第3部(全体会) 16:30~17:00

第1分科会「意思決定支援～意思決定支援から見た成年後見制度の問題点、その先をどう考える～」
第2分科会「地域の権利擁護支援システムの構築と推進～権利擁護支援センター等の設置、法人後見・市民後見人等権利擁護人材の養成と活用～」
第3分科会「生活支援と権利擁護～生活困窮者支援から見えてきたこと、あきらめない、あきらめさせない支援～」

*お申込・お問合せ 全国権利擁護支援ネットワークホームページよりお願いします。
<http://www.asnet-japan.net/>

主催：全国権利擁護支援ネットワーク (〒273-0005千葉県船橋市本町6-3-16-603 TEL047-407-4584)
現地事務局：上越市社会福祉協議会(TEL025-526-1515内線203) 他新潟県内加盟団体の燕市社会福祉協議会、
柏崎市社会福祉協議会、佐渡市社会福祉協議会の協力を受けて開催しています。



**成年後見制度利用相談会を
開催します**

日時：9月10日（以後毎月第2木曜日）
13時～15時
場所：東大阪成年後見支援センター
対象：成年後見制度の利用を考えている方
（家族・親族・行政・相談機関等）

「この制度がよくわからない」
「使いたいけどどうしたらいいの？」
など、当センターにお越しいただきお気軽に
ご相談ください。

**後見人の集いを
開催します**

日時：9月17日（以後奇数月第3木曜日）
13時～15時
場所：東大阪成年後見支援センター
対象：親族後見人をされている方

「家裁への報告書の書き方が・・・」
「他の後見人さんはどうしているのかな？」
など、親族で後見人をされている方のご質問
から後見人同士で話し合える「集い」を行いま
す。お気軽にご参加ください。

活 動 予 定

8月

- ◆自立支援協議会（7日）
- ◇法人後見運営委員会（25日）
- ◆よりそいセミナー（26日）
- ◆権利擁護部会（28日）

9月

- ◆全国権利擁護支援実践交流会
（5日、6日）
- ◆東地区ケア連絡会（10日）
- ◇成年後見利用相談会（10日）
- ◇後見人の集い（17日）

10月

- ◆東地区ケア連絡会（8日）
- ◇成年後見利用相談会（8日）
- ◆地域福祉ネットワーク推進会議（9日）

**東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛
助くださる個人・団体会員を募集しています**

正会員		賛助会員	
個人	12,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡くださ
い。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事
項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

編集後記

成年後見制度に関する法改正がニュー
スになっています。財産管理の監督強化や
後見人の権限等が焦点となっています。当
センターとしても注視していきたいと思
います。（きた）

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第18号

平成27(2015)年8月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
<http://hokouken.or.jp>
〒579-8048 東大阪市旭町20-2
TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭